

質疑・回答書

告示番号	第1号	件 名	(仮称)豊中市福祉総合相談支援交流センター(東館)建設工事
No	質疑事項		回 答
1	<p>図面番号KS-01(撤去 基礎伏図、2階床伏図) 既存基礎伏図に既存山留の明記がありませんが、有った場合は地中障害物として 精算対象工事と考えて良いですか。</p>		<p>図面番号KS-01 撤去 基礎伏図、2階床伏図について図面に記載のない地中障害が発見された場合は協議によるものとします。</p>
2	<p>図面番号A-16～A-19 仮設計画図・参考数量書P4山留工事 山留がシートパイルⅡ型で計画されていますが指定山留ですか。施工者判断で他の工法に変更可能ですか。</p>		<p>図面番号A-016～A-19 仮設計画図は参考図ですので、指定山留ではありません。受注者の責において安全な計画の上、施工するものとします。ただし、特記事項については遵守するものとします。</p>
3	<p>図面番号A-15～A-19 仮設計画図 各ステップ毎にガードマンの人数・配置場所・時間帯の記載がありますが 指定仮設と考えて良いですか。又 近隣・諸官庁等の打ち合わせで増減した場合は精算対象工事と考えて良いですか。</p>		<p>図面番号A-015～A-19 仮設計画図についてガードマンの時間帯による配置場所については指定仮設とし、その他は任意となります。受注者の責において安全な計画の上、施工するものとします。また任意仮設について増減した場合は精算対象にはなりません。</p>
4	<p>図面番号S-31 スリーブ図 梁部分のスリーブ図がありますが、別途工事(電気設備・機械設備)に伴う数量増減は精算対象工事と考えて良いですか。</p>		<p>図面番号S-31 1階・2階梁スリーブ図について別途工事(電気設備・機械設備)に伴う数量増減は協議によるものとします。</p>
5	<p>参考数量明細 軽量鉄骨天井開口部補強・壁開口部補強が各々一式となっていますが、別途工事(電気設備・機械設備)に伴う補強費用は精算対象工事と良いですか。</p>		<p>軽量鉄骨天井開口部補強・壁開口部補強の数量は図面に記載のとおりとします。別途工事(電気設備・機械設備)に伴う数量増減は協議によるものとします。</p>